

新 旧 対 照 表

設計要領 第五集 交通管理施設編

【標識設置要領】

(H 2 1 . 7 H 2 2 . 7)

平成 2 2 年 7 月



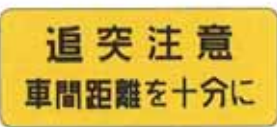



東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (1 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>5-1-3 文字の形等 120</p> <p>5-1-4 標識板の色 120</p> <p>5-1-5 積雪地域についての構造的配慮 120</p> <p>5-2 標識等の支持方法と建築限界 121</p> <p>5-3 標識等の反射と照明 123</p> <p>5-3-1 全面反射方式 123</p> <p>5-3-2 内部照明方式 123</p> <p>5-4 標識板の反射材料 123</p> <p>5-4-1 反射材料の種類及び性能 123</p> <p>5-4-2 反射材料の製作 (加工) 126</p> <p>5-4-3 反射材料の使用区分 127</p> <p>5-5 内部照明用標識の足場設計 129</p>	<p>5-1-3 文字の形等 - 120 -</p> <p>5-1-4 標識板の色 - 120 -</p> <p>5-1-5 積雪地域についての構造的配慮 - 120 -</p> <p>5-2 標識等の支持方法と建築限界 - 121 -</p> <p>5-3 標識等の反射と照明 - 123 -</p> <p>5-3-1 全面反射方式 - 123 -</p> <p>5-3-2 内部照明方式 - 123 -</p> <p>5-4 標識板の反射材料 - 123 -</p> <p>5-4-1 反射材料の種類及び性能 - 123 -</p> <p>5-4-2 反射材料の製作 (加工) - 126 -</p> <p>5-4-3 反射材料の使用区分 - 127 -</p> <p>5-5 内部照明用標識の足場設計 - 129 -</p>	
<p>参 考</p> <p>1 標識のデザインの基本 1</p> <p>1-1 レタリング 1</p> <p>1-2 文字のデザイン 1</p> <p>1-2-1 文字の形その他 1</p> <p>1-2-2 漢字のデザイン 1</p> <p>1-2-3 画数の多い漢字 4</p> <p>1-2-4 漢字の見え方 4</p> <p>1-2-5 特別な文字の種類 5</p> <p>1-2-6 ローマ字について 6</p> <p>1-3 レイアウト 7</p> <p>1-3-1 日本文字のレイアウト 7</p> <p>1-3-2 ローマ字のレイアウト 8</p> <p>1-4 標識板の大きさ 9</p> <p>1-5 色彩 10</p> <p>2. 標識文字の保管および活用について 11</p>		

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>3-3 設置者の区分</p> <p>設置者の区分については「標識令」第4条に定められており、道路管理者が設置する標識と都道府県公安委員会(以下「公安委員会」と言う)が設置する標識及びその両者が設置する標識とがある。</p> <p>道路管理者が設置するものとしては</p> <p>(a) 案内標識 (b) 警戒標識 (c) 規制標識のうち「通行止め」「危険物積載車両通行止め」「最大幅」「重量制限」「高さ制限」及び「自動車専用」</p> <p>道路管理者又は都道府県公安委員会が設置するものとしては</p> <p>(a) 規制標識のうち「車両通行止め」「車両進入禁止」「指定方向外進入禁止」および「一方通行」 (b) 指示標識のうち「規制予告」</p> <p>公安委員会が設置するものとしては、上記以外の規制標識および指示標識とされている。</p> <p>これは設置義務、権限を明確にしたものであるが、実際の設置にあたっては標識の種類にかかわらず道路管理者、公安委員会の両者が十分に協議して法律的な面と交通技術上の要請を調和させるように努めることが必要である。</p> <p>3-4 その他</p> <p>標識等による固定情報提供ではないが、運転者に対し、道路の情報を知らせる意味で、標識と同様の目的を有するものに可変情報板及び可変式速度規制標識板があるがこれについては、第13編交通管理施設等設置要領に述べる。</p> <p>いずれの場合についても標識との関連が深く設置に当っては双方の関連性を十分考慮する必要がある。</p> <p>3-5 標識板の色彩について</p> <p>標識板の色彩については、図3-1に示すように標識令により定められているとおり実施されたい。</p> <p>また、標識令の規定外のものについては、図3-2のように白地に緑文字、矢印や図3-3のように注意を喚起する場合には黄色地に黒文字とするのを原則とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図3-1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図3-2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図3-3</p> </div> </div>	<p>3-3 設置者の区分</p> <p>設置者の区分については「標識令」第4条に定められており、道路管理者が設置する標識と都道府県公安委員会(以下「公安委員会」と言う)が設置する標識及びその両者が設置する標識とがある。</p> <p>道路管理者が設置するものとしては</p> <p>(a) 案内標識 (b) 警戒標識 (c) 規制標識のうち「通行止め」「危険物積載車両通行止め」「最大幅」「重量制限」「高さ制限」及び「自動車専用」</p> <p>道路管理者又は都道府県公安委員会が設置するものとしては</p> <p>(a) 規制標識のうち「車両通行止め」「車両進入禁止」「指定方向外進入禁止」および「一方通行」 (b) 指示標識のうち「規制予告」</p> <p>公安委員会が設置するものとしては、上記以外の規制標識および指示標識とされている。</p> <p>これは設置義務、権限を明確にしたものであるが、実際の設置にあたっては標識の種類にかかわらず道路管理者、公安委員会の両者が十分に協議して法律的な面と交通技術上の要請を調和させるように努めることが必要である。</p> <p>3-4 その他</p> <p>標識等による固定情報提供ではないが、運転者に対し、道路の情報を知らせる意味で、標識と同様の目的を有するものに可変情報板及び可変式速度規制標識板があるがこれについては、第13編交通管理施設等設置要領に述べる。</p> <p>いずれの場合についても標識との関連が深く設置に当っては双方の関連性を十分考慮する必要がある。</p> <p>3-5 標識板の色彩について</p> <p>標識板の色彩については、図3-1に示すように標識令により定められているとおり実施されたい。</p> <p>また、標識令の規定外のものについては、図3-2のように白地に緑文字、矢印や図3-3のように注意を喚起する場合には黄色地に黒文字とするのを原則とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図3-1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図3-2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図3-3</p> </div> </div>	

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)



図4-7 ダイヤモンドインターチェンジ入口の方向案内



図4-7 ダイヤモンドインターチェンジ入口の方向案内



図4-8 ハーフインターチェンジ等の入口の方向案内

図4-8はダイヤモンドインターチェンジ及びハーフインターチェンジ両方に適用できる。



図4-8 ハーフインターチェンジ等の入口の方向案内

図4-8はダイヤモンドインターチェンジ及びハーフインターチェンジ両方に適用できる。



図4-9 ダイヤモンドインターチェンジにおける市街地案内標識(参考図)



図4-9 ダイヤモンドインターチェンジにおける市街地案内標識(参考図)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

行先地名、接続道路などを案内するもので、本線上に設置する標識では重要なものであるから、表示内容、設置位置を慎重に決めなければならない。

インターチェンジの出口付近に設置する一連の出口の案内標識は、図4-18のようにノーズ手前2km、1km及びテーパ一端より400mの3地点に予告標識を設置し、テーパ一端及びノーズ内に、それぞれ行動点標識及び出口標識を設置する。

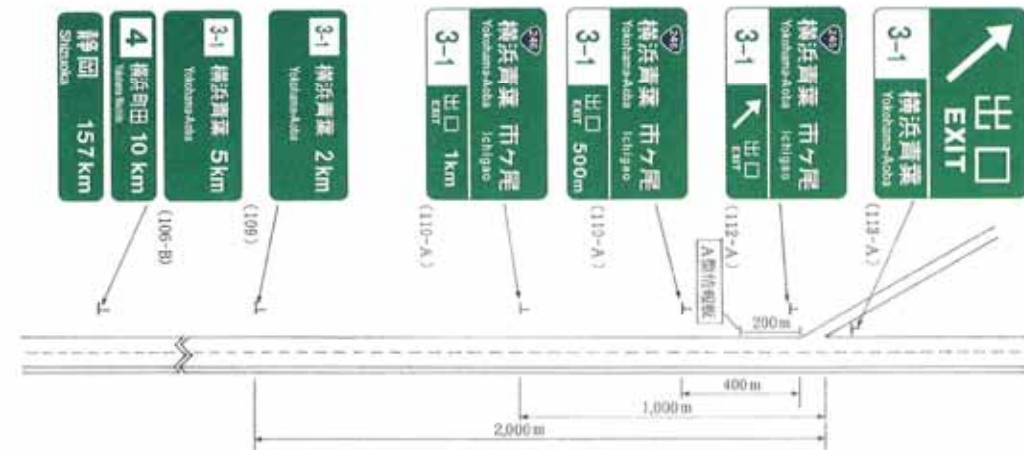


図4-18 出口案内の標識

2km手前に設置する予告標識は手前のインターチェンジの確認標識の最上段と同じ表示内容でインターチェンジ番号とインターチェンジ名称を表示する。路側に複柱式によって設置するが、6車線の道路では門型によって設置するものとする。4車線の道路であっても、平均日交通量40,000台/日程度以上の路線で大型車混入率の高い路線では片持式にしてもよいものとする。



図4-19 出口の予告 (109)

全面反射を原則とする。また、片持式としたときには、プリズム型反射シートを使用した全面反射式とする。

1kmおよび500mの予告標識「方面及び出口の予告(110-A)」にはインターチェンジ番号とインターチェンジ名称、接続する道路の路線番号、そのインターチェンジから行ける都市名および出口までの距離を表示する。表示する行先名欄は原則として左側をインターチェンジ名称、右側をそのインターチェンジから行ける都市名とする。都市名の選択にあたって対象となる都市がいくつかあるときは、知名度交通のOD、人口、観光性などを総合的に判断して決めるものとする。国土交通省都市・地域整備局街路課長、道路局企画課長連名による「案内標識の表示地名に関する基準(案)の改定について(平成17年8月25日)」の目標都市名、接続道路上における案内標識に表わされている地名から選択する。(都市内的高速道路においてはインターチェンジ間隔が短い上に都市の規模が大きいため、目標地名として都市名を選択するのが困難であり、大規模な工業基地、流通団地等を有する施設名、著名な史跡、名勝地等及び沿道の著名な地名などから選択してもよいものとする。)

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

行先地名、接続道路などを案内するもので、本線上に設置する標識では重要なものであるから、表示内容、設置位置を慎重に決めなければならない。

インターチェンジの出口付近に設置する一連の出口の案内標識は、図4-18のようにノーズ手前2km、1km及びテーパ一端より400mの3地点に予告標識を設置し、テーパ一端及びノーズ内に、それぞれ行動点標識及び出口標識を設置する。

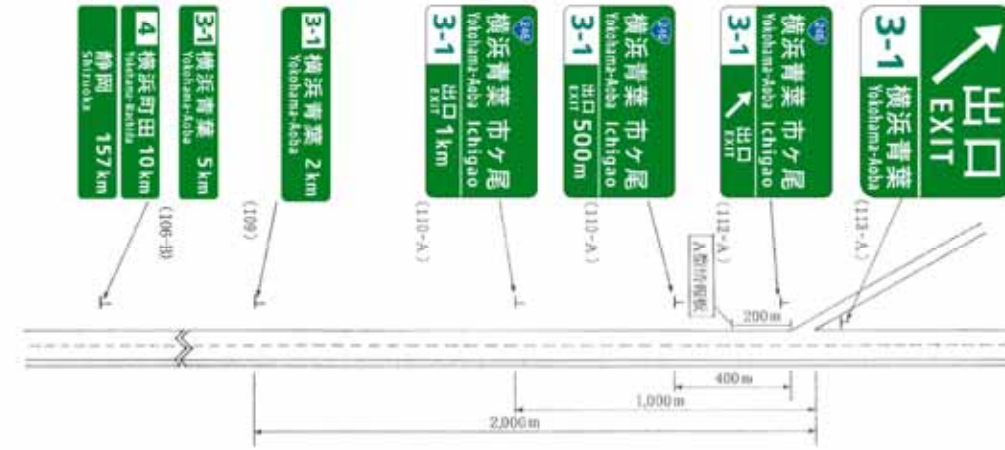


図4-18 出口案内の標識


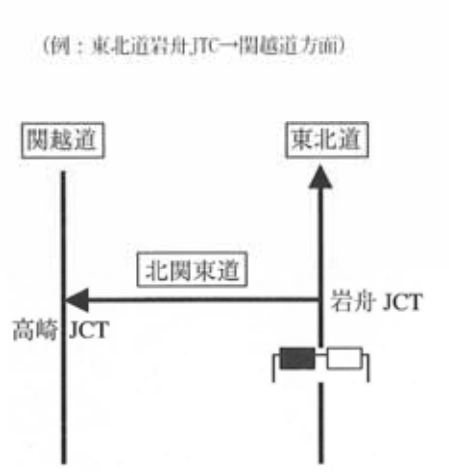

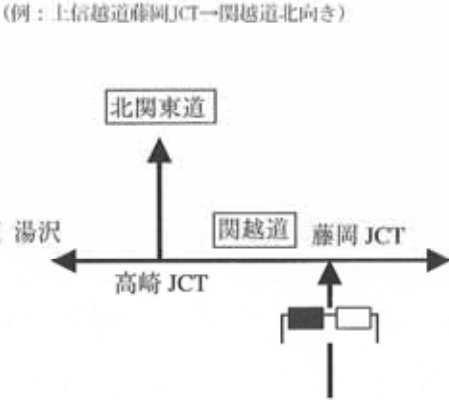


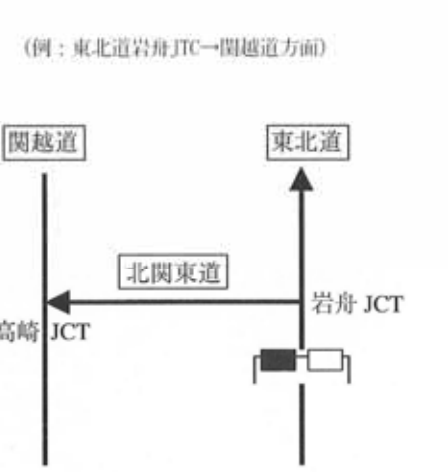

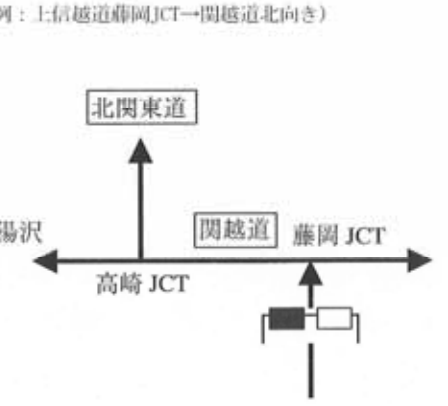

2km手前に設置する予告標識は手前のインターチェンジの確認標識の最上段と同じ表示内容でインターチェンジ番号とインターチェンジ名称を表示する。路側に複柱式によって設置するが、6車線の道路では門型によって設置するものとする。4車線の道路であっても、平均日交通量40,000台/日程度以上の路線で大型車混入率の高い路線では片持式にしてもよいものとする。



図4-19 出口の予告 (109)

全面反射を原則とする。また、片持式としたときには、プリズム型反射シートを使用した全面反射式とする。

1kmおよび500mの予告標識「方面及び出口の予告(110-A)」にはインターチェンジ番号とインターチェンジ名称、接続する道路の路線番号、そのインターチェンジから行ける都市名および出口までの距離を表示する。表示する行先名欄は原則として左側をインターチェンジ名称、右側をそのインターチェンジから行ける都市名とする。都市名の選択にあたって対象となる都市がいくつかあるときは、知名度交通のOD、人口、観光性などを総合的に判断して決めるものとする。国土交通省都市・地域整備局街路課長、道路局企画課長連名による「案内標識の表示地名に関する基準(案)の改定について(平成17年8月25日)」の目標都市名、接続道路上における案内標識に表わされている地名から選択する。(都市内的高速道路においてはインターチェンジ間隔が短い上に都市の規模が大きいため、目標地名として都市名を選択するのが困難であり、大規模な工業基地、流通団地等を有する施設名、著名な史跡、名勝地等及び沿道の著名な地名などから選択してもよいものとする。)

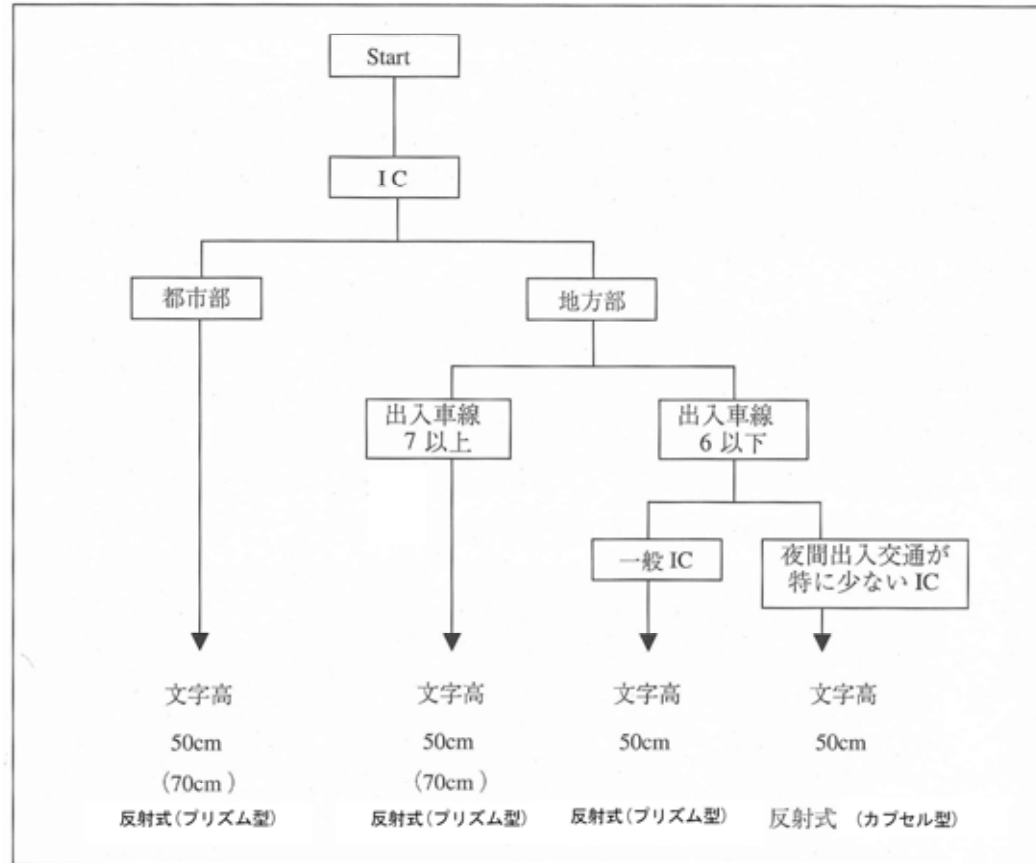
現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)
<p>(A) パターン：標準型、間接路線がないか、間接路線を表示する重要度が低い場合</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名を表示 ・下段に遠方目標地及び中間目標地表示 ・適当な中間目標地が無い場合は遠方目標地のみとする。 ・次のICは原則表示しないが、トリップが多い場合や2km以内の近接の場合には表示する。 <p>(B) パターン：接続道路が主要路線であり、更に遠方で別の主要路線に接続する場合 (OD特性上、地名の案内よりも路線を目標とする方が分かり易いと判断される場合)</p> <p>(例：東北道岩舟JTC→関越道方面)</p>   <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名を表示 ・下段に遠方目標地及び遠方接続路線名 ・下段において、地名と道路名とを区別するために道路名を枠で囲む。 ・遠方接続路線は、あくまでも目標地(方面案内)としての扱いである。 <p>(C) パターン：当該JCTの先に異なるJCTが近接し、これらを介したトリップが比較的多い場合</p> <p>(例：上信越道藤岡JCT→関越道北向き)</p>   <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名及び間接路線名を表示 ・下段にそれぞれの路線の遠方目標地 ・次の路線も直接接続する路線と同等とみなす。 	<p>(A) パターン：標準型、間接路線がないか、間接路線を表示する重要度が低い場合</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名を表示 ・下段に遠方目標地及び中間目標地表示 ・適当な中間目標地が無い場合は遠方目標地のみとする。 ・次のICは原則表示しないが、トリップが多い場合や2km以内の近接の場合には表示する。 <p>(B) パターン：接続道路が主要路線であり、更に遠方で別の主要路線に接続する場合 (OD特性上、地名の案内よりも路線を目標とする方が分かり易いと判断される場合)</p> <p>(例：東北道岩舟JTC→関越道方面)</p>   <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名を表示 ・下段に遠方目標地及び遠方接続路線名 ・下段において、地名と道路名とを区別するために道路名を枠で囲む。 ・遠方接続路線は、あくまでも目標地(方面案内)としての扱いである。 <p>(C) パターン：当該JCTの先に異なるJCTが近接し、これらを介したトリップが比較的多い場合</p> <p>(例：上信越道藤岡JCT→関越道北向き)</p>   <ul style="list-style-type: none"> ・上段に接続路線名及び間接路線名を表示 ・下段にそれぞれの路線の遠方目標地 ・次の路線も直接接続する路線と同等とみなす。

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (6 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>一般道路側インターチェンジ料金所表示の文字高及び照明方式は以下のようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部とは、一般的に人家が連担し、市街地を形成しているか、もしくはその近郊で夜間における周辺環境が明るいところをいい、地方部とは人家がほとんどなく田畑、山林をなし周辺環境が暗いところをいう。 文字高：本線料金所と同等の規模(ブース数)を持つ料金所の場合には、70cmとする。出入り車線数11以上を目安として検討する。 夜間交通量が特に少ないIC：当面、交通量僅少区間のICを対象とする。 	<p>一般道路側インターチェンジ料金所表示の文字高及び照明方式は以下のようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部とは、一般的に人家が連担し、市街地を形成しているか、もしくはその近郊で夜間における周辺環境が明るいところをいい、地方部とは人家がほとんどなく田畑、山林をなし周辺環境が暗いところをいう。 文字高：本線料金所と同等の規模(ブース数)を持つ料金所の場合には、70cmとする。出入り車線数11以上を目安として検討する。<u>また、ETCガントリー部に設置するものについては、機械電気通信設備標準設計図によるものとする。</u> 夜間交通量が特に少ないIC：当面、交通量僅少区間のICを対象とする。 	

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

高速道路本線側インターチェンジ料金所表示の文字高及び照明方式は以下のようにする。



- ・文字高：一般道路側インターチェンジ料金所表示と同一とする。
- ・夜間交通量が特に少ない IC：当面、交通量僅少区間の IC を対象とする。

(c) 本線料金所名称表示

本線料金所名称の表示は、インターチェンジ料金所と区別する為に料金所名 (例では「〇〇本線」) を大きめにし、その左右にやや小さい字で「道路名」, 「料金所」をバランスよく配置する。なお道路名は理解できる範囲で略称にする。

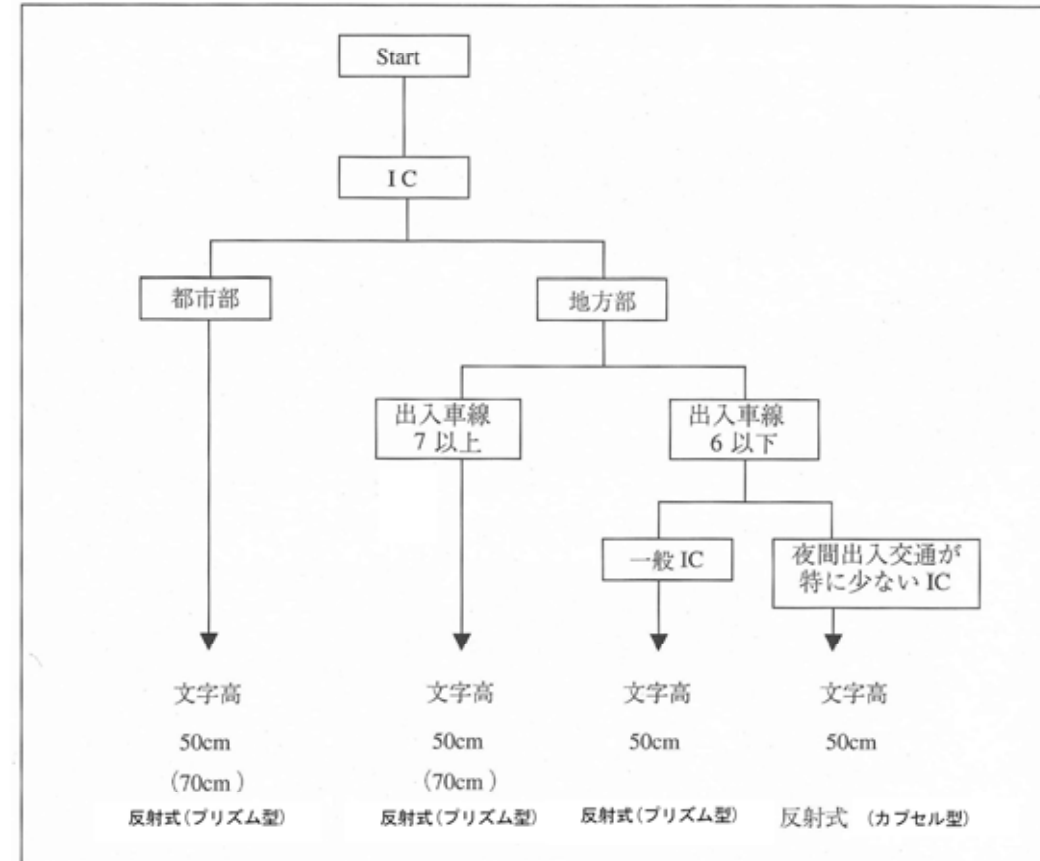
文字高は70cm, 照明は内照式とする。



図4-36 本線料金所名称

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

高速道路本線側インターチェンジ料金所表示の文字高及び照明方式は以下のようにする。



- ・文字高：一般道路側インターチェンジ料金所表示と同一とする。
- ・夜間交通量が特に少ない IC：当面、交通量僅少区間の IC を対象とする。

(c) 本線料金所名称表示





本線料金所名称の表示は、インターチェンジ料金所と区別する為に料金所名 (例では「〇〇本線」) を大きめにし、その左右にやや小さい字で「道路名」, 「料金所」をバランスよく配置する。なお道路名は理解できる範囲で略称にする。

文字高は70cm, 照明は内照式とする。



図4-36 本線料金所名称

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (8 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>(6) ETC車線案内標示板</p> <p>ETC車線を有する料金所手前には、車線の位置を案内する標示板を設けるものとする。</p> <p>トールゲートにETC車線を設ける場合には、車両の適切な誘導を図るために、料金所広場手前において、前方の料金所にETC車線があること及びその位置を予告する標示板を設置するものとする。</p> <p>(a) 表示内容</p> <p>ETC車の進行方向を示すものとする(図4-37)。</p> <p>表示するトールゲート部の車線数は、原則として実際に設置されている車線数及びETC車線の位置を表示するものとする。ただし、車線数が5車線を越えるような料金所においては、標示板の視認性を考慮し、表示する車線数は5車線とする。</p> <p>なお、本線料金所に出口料金所が併設されている場合あるいは、料金所の車線配置が千鳥配置されているような料金所については別途検討を要する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(本線料金所：5車線以上の場合)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(インターチェンジ料金所の場合)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図4-37 ETC車線案内標示板</p> <p>(b) 設置位置</p> <p>①本線料金所</p> <p>1kmおよび500m手前に設置される「料金徴収所(115)」に併設することを原則とする(図4-38)。</p> <p>本線料金所の場合、1kmおよび500m手前に設置される「料金徴収所(115)」に併設することを原則とする。ただし、設置箇所の状況等によりやむを得ない場合においては、単独柱での設置とするが、この場合、「料金徴収所(115)」と一体的に認識できる位置に設置するものとし、設置形式は頭上式を原則とする。(1km手前に設置する「料金徴収所(115)」の設置形式が、路側・複柱式の場合は複柱式での設置とする。)</p>	<p>(6) ETC車線案内標示板</p> <p>ETC車線を有する料金所手前には、車線の位置を案内する標示板を設けるものとする。</p> <p>トールゲートにETC車線を設ける場合には、車両の適切な誘導を図るために、料金所広場手前において、前方の料金所にETC車線があること及びその位置を予告する標示板を設置するものとする。</p> <p>(a) 表示内容</p> <p>ETC車の進行方向を示すものとする(図4-37)。</p> <p>表示するトールゲート部の車線数は、原則として実際に設置されている車線数及びETC車線の位置を表示するものとする。ただし、車線数が5車線を越えるような料金所においては、標示板の視認性を考慮し、表示する車線数は5車線とする。</p> <p>なお、本線料金所に出口料金所が併設されている場合あるいは、料金所の車線配置が千鳥配置されているような料金所については別途検討を要する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(本線料金所：5車線以上の場合)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(インターチェンジ料金所の場合)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図4-37 ETC車線案内標示板</p> <p>(b) 設置位置</p> <p>①本線料金所</p> <p>1kmおよび500m手前に設置される「料金徴収所(115)」に併設することを原則とする(図4-38)。</p> <p>本線料金所の場合、1kmおよび500m手前に設置される「料金徴収所(115)」に併設することを原則とする。ただし、設置箇所の状況等によりやむを得ない場合においては、単独柱での設置とするが、この場合、「料金徴収所(115)」と一体的に認識できる位置に設置するものとし、設置形式は頭上式を原則とする。(1km手前に設置する「料金徴収所(115)」の設置形式が、路側・複柱式の場合は複柱式での設置とする。)</p>	

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (9 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>②インターチェンジ料金所</p> <p>広場手前100m付近のランプ部に設置するものとする(図4-39)。</p> <p>インターチェンジ料金所の場合は、広場手前100m付近のランプ部に設置するものとする(図4-39)。この場合、ランプが1車線の場合は原則として路側式とし、2車線以上の場合には頭上式を原則とする。なお、ランプ線形等の現地状況により、案内標示板を設置すべき位置からETC車線表示板により、ETC車線の位置が確認できると判断される場合には、標示板の設置を省略することができるものとする。</p> <p>(c) 表示方式</p> <p>①表示方式</p> <p>固定表示を原則とする。</p> <p>ETC車線の運用状況は、トールゲートに設置されるETC車線表示板にて、料金所広場入口部にて確認が可能であることから、ETC車線の位置を表示する固定表示とする。</p> <p>②照明方式</p> <p>プリズム型反射シートを使用した全面反射式を原則とする。</p> <p>③表示色</p> <p>緑地に白文字とする。</p> <p>表示色は、標識令に準じ、高速道路の案内標識では一般的である、緑地に白文字とする。</p> <p>④文字の大きさ</p> <p>本線料金所においては50cm、インターチェンジ料金所においては30cmを原則とする。</p> <p>本線料金所においては、併設する「料金徴収所(115)」の文字高を考慮し50cm、インターチェンジ料金所においては30cmを原則とする。</p>	<p>②インターチェンジ料金所</p> <p>広場手前100m付近のランプ部に設置するものとする(図4-39)。</p> <p>インターチェンジ料金所の場合は、広場手前100m付近のランプ部に設置するものとする(図4-39)。この場合、ランプが1車線の場合は原則として路側式とし、2車線以上の場合には頭上式を原則とする。なお、ランプ線形等の現地状況により、案内標示板を設置すべき位置からETC車線表示板により、ETC車線の位置が確認できると判断される場合には、標示板の設置を省略することができるものとする。</p> <p>(c) 表示方式</p> <p>①表示方式</p> <p>固定表示を原則とする。</p> <p>ETC車線の運用状況は、トールゲートに設置されるETC車線表示板にて、料金所広場入口部にて確認が可能であることから、ETC車線の位置を表示する固定表示とする。</p> <p>②照明方式</p> <p>プリズム型反射シートを使用した全面反射式を原則とする。</p> <p>③表示色</p> <p>緑地に白文字とする。</p> <p>表示色は、標識令に準じ、高速道路の案内標識では一般的である、緑地に白文字とする。</p> <p>④文字の大きさ</p> <p>本線料金所においては55cm、インターチェンジ料金所においては35cmを原則とする。</p> <p>本線料金所においては、併設する「料金徴収所(115)」の文字高を考慮し55cm、インターチェンジ料金所においては35cmを原則とする。</p>	

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)
<p>経路案内については矢印を左側あるいは右側に設置して誘導するものとする。</p>  <p>(6) 身障者施設等の案内</p> <p>サービスエリアやパーキングエリア等において身体障害者等用施設など場所を示す必要のある施設については、施設案内標識を適宜設置するとともに、経路案内についても矢印を設置した標識を必要に応じて設置し、利用者の適切な誘導を図るものとする。</p> <p>お手洗い、傾斜路、エレベーター、エスカレーター、非常電話、駐車場などが設置されている箇所には、それらの施設を表示する案内標識を必要に応じて設置するものとする。</p> <p>なお、本事務連絡に示す各構造基準に適合するお手洗い、エレベーター、傾斜路、駐車場、及び身体障害者等用エリア内非常電話については、下図に準じて、車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(以下「身体障害者マーク」という。)を表示することができる。</p> <p>案内標識の設置に関しては、車いすなどからでも容易に視認できるよう、設置場所を考慮するものとする。</p>  <p>図4-52 休憩施設内における施設案内標識 (h=30cmを標準とする。場所状況によっては、40、20、10cmとしてもよい。)</p>	<p>経路案内については矢印を左側あるいは右側に設置して誘導するものとする。</p>  <p>(6) 身障者施設等の案内</p> <p>サービスエリアやパーキングエリア等において身体障害者等用施設など場所を示す必要のある施設については、施設案内標識を適宜設置するとともに、経路案内についても矢印を設置した標識を必要に応じて設置し、利用者の適切な誘導を図るものとする。</p> <p>お手洗い、傾斜路、エレベーター、エスカレーター、非常電話、駐車場などが設置されている箇所には、それらの施設を表示する案内標識を必要に応じて設置するものとする。</p> <p>なお、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)</u>に示す各構造基準に適合するお手洗い、エレベーター、傾斜路、駐車場、及び身体障害者等用エリア内非常電話については、下図に準じて、車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(以下「身体障害者マーク」という。)を表示することができる。</p> <p>案内標識の設置に関しては、車いすなどからでも容易に視認できるよう、設置場所を考慮するものとする。</p>  <p>図4-52 休憩施設内における施設案内標識 (h=30cmを標準とする。場所状況によっては、40、20、10cmとしてもよい。)</p>

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

表4-8 サービスエリア案内標識の支柱方式及び照明方式

SA標識の種類	4車線 (4万台/日未満)		4車線 (4万台/日以上かつ 大型車混入率が高い)		6車線	
	支柱方式	照明方式	支柱方式	照明方式	支柱方式	照明方式
2km予告	複柱式	反射式	片持式	反射式(※)	門型	反射式(※)
1km予告	複柱式	反射式	片持式	反射式(※)	片持式	反射式(※)
テーパー始点	片持式	反射式(※)	門型	反射式(※)	門型	反射式(※)
分岐点	単柱式	内照式	単柱型	内照式	単柱式	内照式

反射式(※) : プリズム型反射シートを使用した全面反射式を用いる。なお、表5-9に示す注釈に留意すること。

橋梁・高架部に設置することはなるべく避けるがやむを得ず設置する場合は、複柱式以外の支柱形式となる。

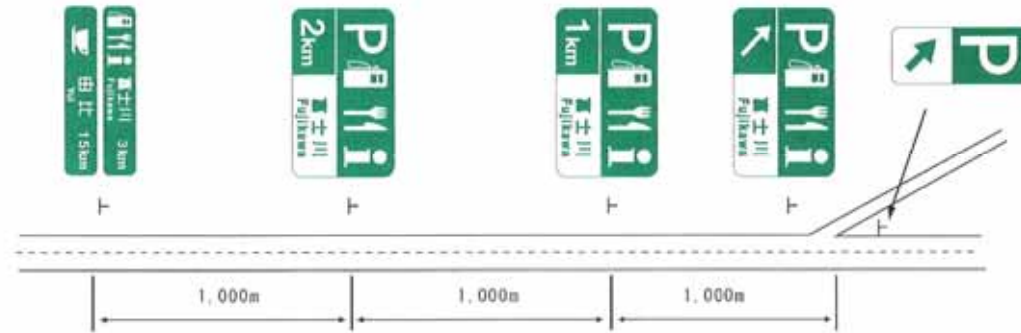


図4-45 休憩施設案内標識設置(サービスエリア)

(2) パーキングエリアの案内

パーキングエリアには「サービスエリア(116-A, B)」をノーズ手前1km, テーパー端に設置し, 駐車場(117-B)を分岐点に設置して, パーキングエリアを案内するものとする。

パーキングエリアには「サービスエリア(116-A, B)」をノーズ手前1km, テーパー端に設置し, 駐車場(117-B)を分岐点に設置して, パーキングエリアを案内する。



1,700 × 2,100

図4-46 「駐車場」(116-A)



1,700 × 2,100

図4-47 「駐車場」(116-B)



1,500 × 600

図4-48 「サービスエリア」(117-B)

図4-46 「駐車場」(116-A) 図4-47 「駐車場」(116-B) 図4-48 「サービスエリア」(117-B)

表4-8 サービスエリア案内標識の支柱方式及び照明方式

SA標識の種類	4車線 (4万台/日未満)		4車線 (4万台/日以上かつ 大型車混入率が高い)		6車線	
	支柱方式	照明方式	支柱方式	照明方式	支柱方式	照明方式
2km予告	複柱式	反射式	片持式	反射式(※)	門型	反射式(※)
1km予告	複柱式	反射式	片持式	反射式(※)	片持式	反射式(※)
テーパー始点	片持式	反射式(※)	門型	反射式(※)	門型	反射式(※)
分岐点	単柱式	内照式	単柱型	内照式	単柱式	内照式

反射式(※) : プリズム型反射シートを使用した全面反射式を用いる。なお、表5-9に示す注釈に留意すること。

橋梁・高架部に設置することはなるべく避けるがやむを得ず設置する場合は、複柱式以外の支柱形式となる。

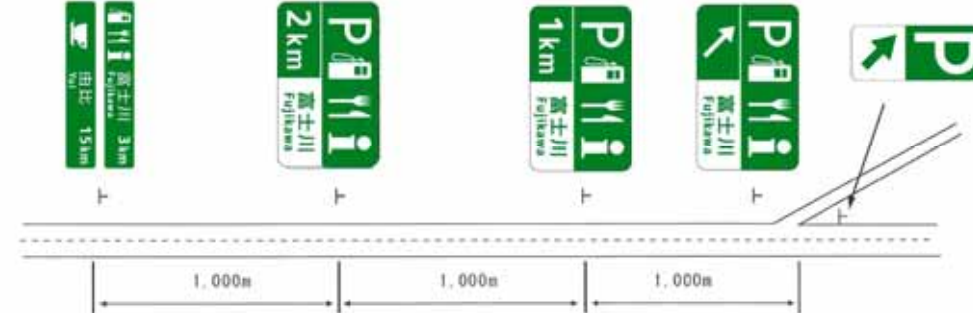


図4-45 休憩施設案内標識設置(サービスエリア)

(2) パーキングエリアの案内

パーキングエリアには「サービスエリア(116-A, B)」をノーズ手前1km, テーパー端に設置し, 駐車場(117-B)を分岐点に設置して, パーキングエリアを案内するものとする。

パーキングエリアには「サービスエリア(116-A, B)」をノーズ手前1km, テーパー端に設置し, 駐車場(117-B)を分岐点に設置して, パーキングエリアを案内する。



1,700 × 2,100

図4-46 「駐車場」(116-A)



1,700 × 2,100

図4-47 「駐車場」(116-B)



1,500 × 600

図4-48 「サービスエリア」(117-B)

図4-46 「駐車場」(116-A) 図4-47 「駐車場」(116-B) 図4-48 「サービスエリア」(117-B)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

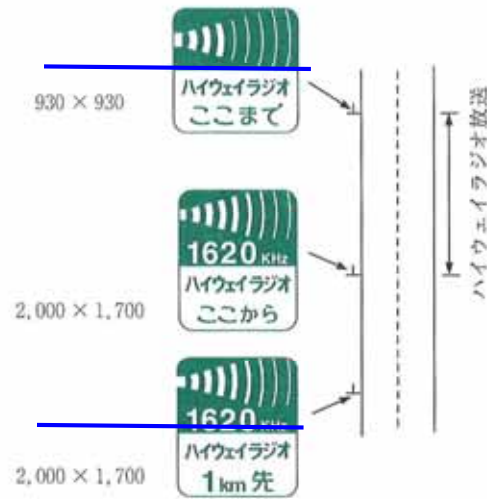


図4-83 ハイウェイラジオ案内

(12) 左ハンドル車案内標識及び自動支払機案内標識

インターチェンジ入口の料金所において自動発券機が配置してある場合には、自動発券機案内標識を設置して道路利用者の便宜をはかるものとする。自動支払機が配置してある場合にも同様に案内標識を設置するものとする。

自動発券機の存在は利用者に浸透しており、苦情等の多い左ハンドル車への案内板のみを設置する。なお、本線TBと二車線以上のランプについては、現地状況を踏まえ、中分側設置も検討するものとする。また、原則として英語表記は行わないものとするが、外国人が多数利用することが見込まれる箇所については英語表記を行ってもよい。

インターチェンジ出入口等に自動支払機が配置している場合も自動支払機案内標識を設置して道路利用者の便宜をはかるものとする。左ハンドル車案内標識及び自動支払機案内標識は原則として全面反射、路側式とする。



図4-84 左ハンドル車案内標識

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

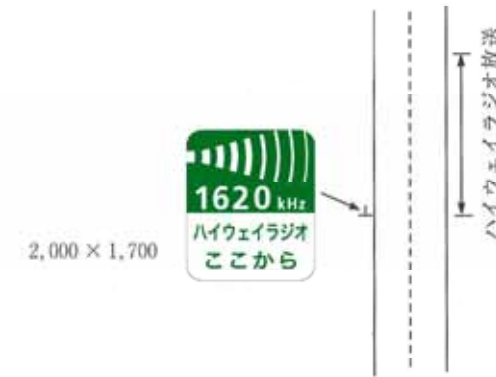


図4-83 ハイウェイラジオ案内

(12) 左ハンドル車案内標識及び料金精算機案内標識

インターチェンジ入口の料金所において自動発券機が配置してある場合には、自動発券機案内標識を設置して道路利用者の便宜をはかるものとする。料金精算機が配置してある場合にも同様に案内標識を設置するものとする。

自動発券機の存在は利用者に浸透しており、苦情等の多い左ハンドル車への案内板のみを設置する。なお、本線TBと二車線以上のランプについては、現地状況を踏まえ、中分側設置も検討するものとする。また、原則として英語表記は行わないものとするが、外国人が多数利用することが見込まれる箇所については英語表記を行ってもよい。

インターチェンジ出入口等に料金精算機が配置している場合も料金精算機案内標識を設置して道路利用者の便宜をはかるものとする。左ハンドル車自動発券機案内標識及び料金精算機案内標識は原則として全面反射、路側式とする。



図4-84 左ハンドル車自動発券機案内標識

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)
<div data-bbox="397 363 1237 747" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="608 795 926 827" data-label="Caption"> <p>図4-85 料金支払機案内標示板</p> </div> <div data-bbox="305 903 1199 1402" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="638 1478 893 1509" data-label="Caption"> <p>図4-86 一旦停車標示板</p> </div> <div data-bbox="270 1551 1279 1654" data-label="Text"> <p>一旦停車標示板はETC専用レーン両側については設置しない。また、ETC混在レーンについては一般レーンと同じ①タイプを設置するものとする。ただし、左ハンドル車対応レーンについては、レーン左側に②タイプを設置するものとし、英語標記の有無は「左ハンドル車案内標示板」と統一させるものとする。全面反射を原則とする。</p> </div>	<div data-bbox="1792 348 2196 688" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1757 720 2074 749" data-label="Caption"> <p>図4-85 料金精算機案内標示板</p> </div> <div data-bbox="1421 789 2421 856" data-label="Text"> <p>料金精算機案内標示板は、料金精算機が設置された料金所に、現地の実情を考慮のうえ必要に応じて設置するものとする。なお、標示板は、全面反射を原則とする。</p> </div> <div data-bbox="1460 894 2341 1455" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1786 1499 2041 1528" data-label="Caption"> <p>図4-86 一旦停車標示板</p> </div> <div data-bbox="1421 1570 2424 1671" data-label="Text"> <p>一旦停車標示板はETC専用レーン両側については設置しない。また、ETC混在レーンについては一般レーンと同じ①タイプを設置するものとする。ただし、左ハンドル車対応レーンについては、レーン左側に②タイプを設置するものとし、英語標記の有無は「左ハンドル車自動発券機案内標示板」と統一させるものとする。全面反射を原則とする。</p> </div>

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

一般

・全面反射式とする。

図4-87 一般車線案内標示板

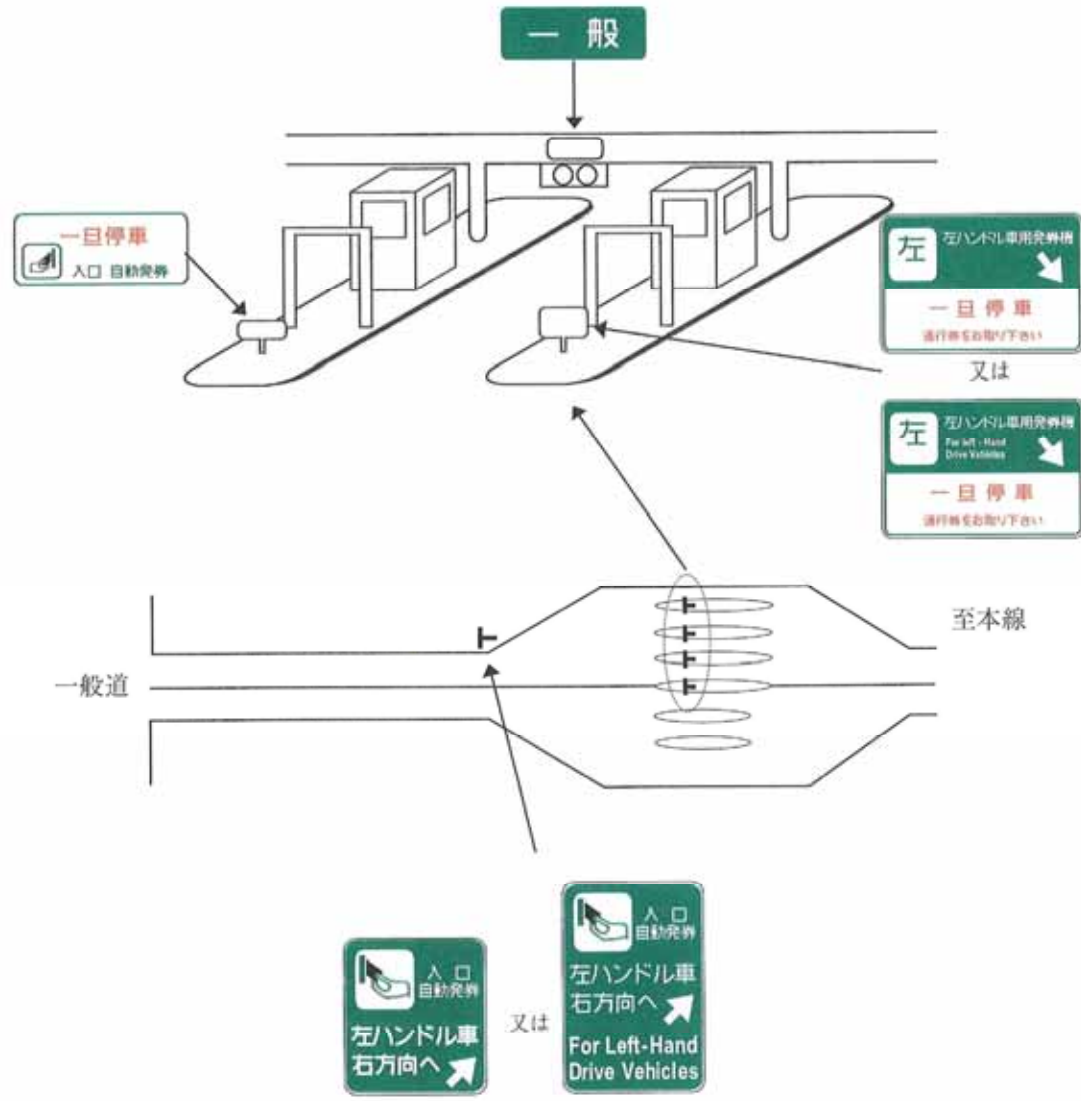


図4-88 自動発券機標示板配置図

一般

一般 精算機

・全面反射式とする。

(A)

(B)

図4-87 一般車線案内標示板

一般車線案内標示板は、ETCによる料金収受を行わないレーンに設置するものとし、料金精算機設置車線については図4-87 (B) を用い、それ以外の場合は、図4-87 (A) を用いるものとする。なお、標示板は、全面反射を原則とする。

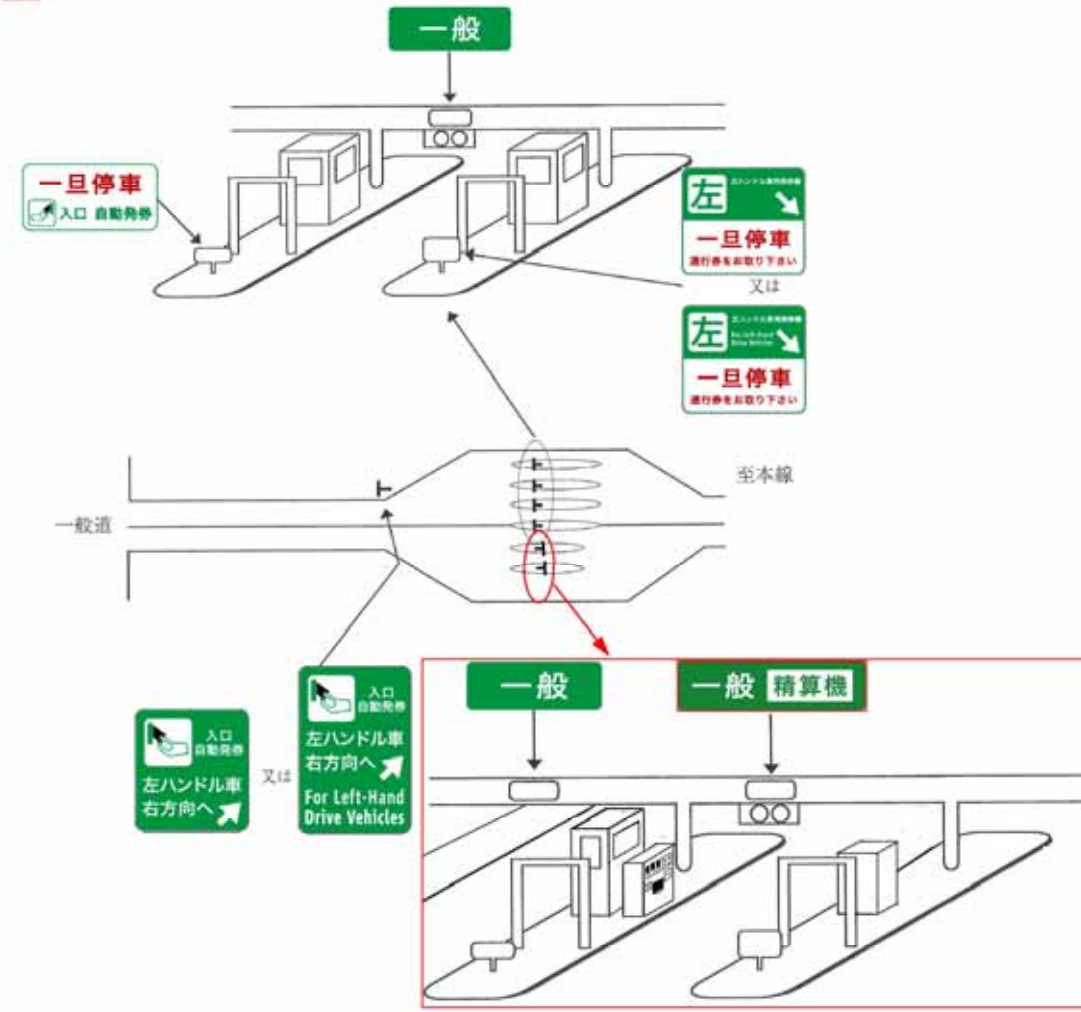


図4-88 自動発券機標示板配置図

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)

d) 一般道路標識との合体を行う場合



図 4-101 108 系の標識にスマートインターチェンジ入口を表示した例

4-2-2 高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内

(1) 出口案内

高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内は、本要領「4-1案内標識等 4-1-2高速道路本線の経路案内 4-1-4休憩施設関連の案内」によるものとし、案内標識には、休憩施設接続型スマートインターチェンジの運用体系である「ETC出口」の表示を行う。また、スマートインターチェンジでの運用において、時間制限や車種制限がある場合には、それら制限情報についても表示するものとする。

高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内 (以下：休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内) は、高速道路本線の出口案内と同様の設置間隔で標識を設置し案内を行う。

休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内は、「4-1-4休憩施設関連の案内 (1)サービスエリアの案内 (2)パーキングエリアの案内」に示す案内標識 (以下：休憩施設案内標識) に、地紫色文字白色 (インターチェンジ番号部分は、地白色文字紫色) とした休憩施設接続型スマートインターチェンジ案内看板 (インターチェンジ番号及び「ETC出口」を表示した看板) を添架し案内を行うものとする (図4-102~105)。また、従来の休憩施設案内標識では設置しない500m手前の予告 (パーキングエリアにおいては、2km手前の予告も同様) は、休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内に併せて新設するものとする。

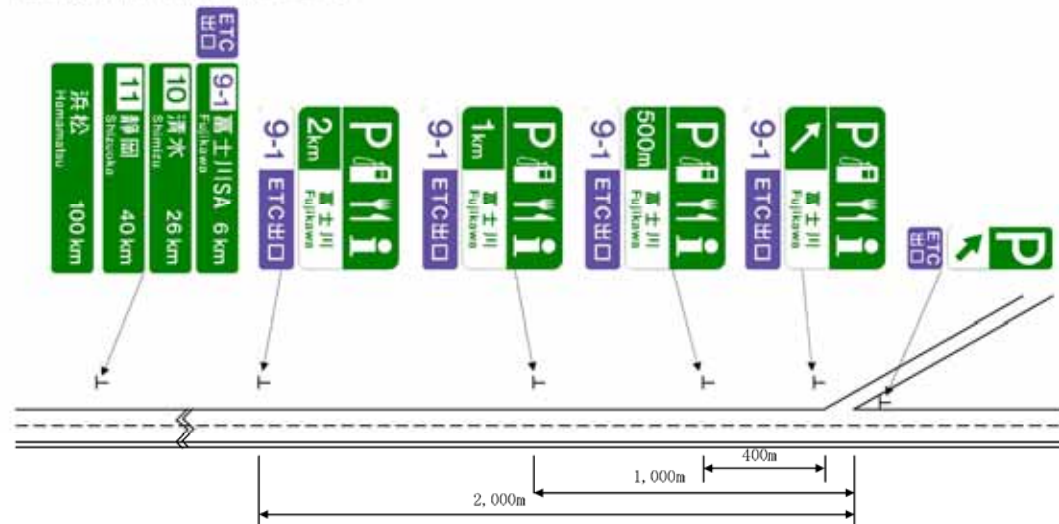


図 4-102 休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内の標識

改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)

d) 一般道路標識との合体を行う場合



図 4-101 108 系の標識にスマートインターチェンジ入口を表示した例

4-2-2 高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内

(1) 出口案内

高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内は、本要領「4-1案内標識等 4-1-2高速道路本線の経路案内 4-1-4休憩施設関連の案内」によるものとし、案内標識には、休憩施設接続型スマートインターチェンジの運用体系である「ETC出口」の表示を行う。また、スマートインターチェンジでの運用において、時間制限や車種制限がある場合には、それら制限情報についても表示するものとする。

高速道路本線の休憩施設接続型スマートインターチェンジ (ETC 専用インターチェンジ) への経路案内 (以下：休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内) は、高速道路本線の出口案内と同様の設置間隔で標識を設置し案内を行う。

休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内は、「4-1-4休憩施設関連の案内 (1)サービスエリアの案内 (2)パーキングエリアの案内」に示す案内標識 (以下：休憩施設案内標識) に、地紫色文字白色 (インターチェンジ番号部分は、地白色文字紫色) とした休憩施設接続型スマートインターチェンジ案内看板 (インターチェンジ番号及び「ETC出口」を表示した看板) を添架し案内を行うものとする (図4-102~105)。また、従来の休憩施設案内標識では設置しない500m手前の予告 (パーキングエリアにおいては、2km手前の予告も同様) は、休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内に併せて新設するものとする。

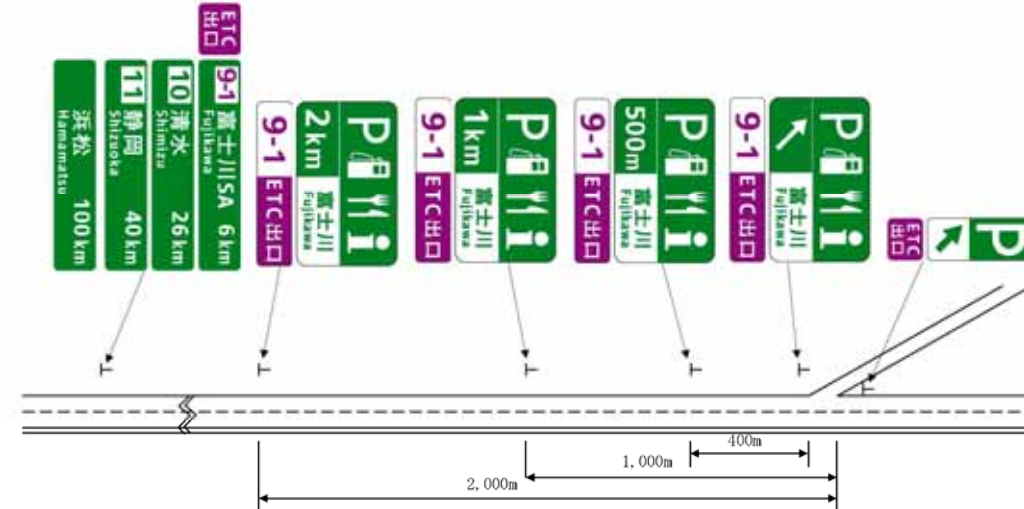


図 4-102 休憩施設接続型スマートインターチェンジ出口案内の標識

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>4-3 ローマ字のつづり方 4-3-1 ローマ字併用表示</p> <div data-bbox="240 407 1234 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>案内標識には、標識令に基づき、目標地に関しローマ字併用表示を行うものとする。</p> </div> <p>従来、ローマ字併用表示については、大都市内、外国人の利用者の多い場所などに、必要に応じて行ってきたが、昭和61年10月の標識令の改正においては、わが国の国際化に対応するために、案内標識に表示する目標地(地名、地点名)には、原則として、ローマ字併用表示を行うこととなった。このため、案内標識を整備する場合には、標識令に基づき、ローマ字併用表示を行うものとする。</p> <div data-bbox="587 621 863 764" style="text-align: center;"> </div> <p>図4-121 ローマ字併用表示</p> <p>ローマ字のつづり方は、一般に昭和29年12月9日付内閣告示によっている。(道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会昭和62年1月付録-4参照)この告示では、第1表でいわゆる訓令式のつづり方を示し、「一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。」としており、第2表の上1~5行にいわゆるヘボン式、第2表の上に6~8行にいわゆる日本式のつづり方を示し、「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。」としている。道路標識は国連条約の趣旨、従来の慣習等に基づき、固有名詞についてはヘボン式(表4-11)、普通名詞については、英語により表記するものとする。</p> <p>大文字・小文字の使用区分は、頭文字のみを大文字とし、他は小文字とする。また、文字高は、日本字の高さ1に対し、大文字の高さを2分の1とする。</p>	<p>4-3 ローマ字のつづり方 4-3-1 ローマ字併用表示</p> <div data-bbox="1448 407 2442 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>案内標識には、標識令に基づき、目標地に関しローマ字併用表示を行うものとする。</p> </div> <p>従来、ローマ字併用表示については、大都市内、外国人の利用者の多い場所などに、必要に応じて行ってきたが、昭和61年10月の標識令の改正においては、わが国の国際化に対応するために、案内標識に表示する目標地(地名、地点名)には、原則として、ローマ字併用表示を行うこととなった。このため、案内標識を整備する場合には、標識令に基づき、ローマ字併用表示を行うものとする。</p> <div data-bbox="1789 611 2065 756" style="text-align: center;"> </div> <p>図4-121 ローマ字併用表示</p> <p>ローマ字のつづり方は、一般に昭和29年12月9日付内閣告示によっている。(道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会昭和62年1月付録-4参照)この告示では、第1表でいわゆる訓令式のつづり方を示し、「一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。」としており、第2表の上1~5行にいわゆるヘボン式、第2表の上に6~8行にいわゆる日本式のつづり方を示し、「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。」としている。道路標識は国連条約の趣旨、従来の慣習等に基づき、固有名詞についてはヘボン式(表4-11)、普通名詞については、英語により表記するものとする。</p> <p>大文字・小文字の使用区分は、頭文字のみを大文字とし、他は小文字とする。また、文字高は、日本字の高さ1に対し、大文字の高さを2分の1以上とする。</p>	

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (17 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>(2) 20t超車通行指定区間の表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>一般有料道路で一部20t超車が通行できない区間(通行指定外区間)について「総重量限度緩和指定道路に関する改正」に準じて標識を設置するものとする。</p> </div> <p>① 案内標識の設置は、上記前提条件に基づき、20t超車が誤進入しやすく、復帰しにくい個所に指定道路の方向又は形状を伝える案内標識を設置するものとし、設置するにあたっては「総重量限度緩和指定道路に係る案内標識の設置要領」(H10.3)に準ずるものとする。</p> <p>② 一般有料道路(高速道路に準ずる道路)に対する認識(全て通行可能)から指定外区間に誤進入する恐れがある場合には、標示板(看板)を設置するものとする。</p> <p>例：①指定路線と直結している場合、標示板「20t超車通行できません」を設置</p> <p>②支線が指定外道路の場合、標示板「20t超車直進(左へ)」を設置</p> <p>③ 案内標識(代替経路への方向の案内：118の3-B)の設置位置は、本線上では行動点標識、IC内では分岐点標識の位置に設置するものとし、一般道路の路線番号等により十分な路線案内をしていることから基本的には標識・標示板は設置しない。</p> <p>④ 一般道路との接続部については、一般道路の路線番号等により十分な経路案内をしていることから基本的には標識・標示板は設置しない。</p> <p>⑤ 案内標識の拡大率(大きさ)は、法定速度60km/h以下の場合には、基本寸法の1.3倍、法定速度60km/hを超える場合には、基本寸法の1.6倍の大きさとする。</p> <p>⑥ 案内標識の色彩、緑の太さは「総重量限度緩和指定道路に係る案内標識の設置要領」(H10.3)に準ずるものとする。</p> <p>⑦ 20t超車両・案内標識の設置にあたっては、案内標識による誘導の連続性を確保するために接続する一般道路の道路管理者と協議するものとする。</p>	<p>(2) 20t超車通行指定区間の表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>一般有料道路で一部20t超車が通行できない区間(通行指定外区間)について「総重量限度緩和指定道路に関する改正」に準じて標識を設置するものとする。</p> </div> <p>① 案内標識の設置は、上記前提条件に基づき、20t超車が誤進入しやすく、復帰しにくい個所に指定道路の方向又は形状を伝える案内標識を設置するものとし、設置するにあたっては「総重量限度緩和指定道路に係る案内標識の設置要領」(H10.3)に準ずるものとする。</p> <p>② 一般有料道路(高速道路に準ずる道路)に対する認識(全て通行可能)から指定外区間に誤進入する恐れがある場合には、標示板(看板)を設置するものとする。</p> <p>例：①指定路線と直結している場合、標示板「20t超車通行できません」を設置</p> <p>②支線が指定外道路の場合、標示板「20t超車直進(左へ)」を設置</p> <p>③ 案内標識(代替経路への方向の案内：118の3-B)の設置位置は、本線上では行動点標識、IC内では分岐点標識の位置に設置するものとする。</p> <p>④ 一般道路との接続部については、一般道路の路線番号等により十分な経路案内をしていることから基本的には標識・標示板は設置しない。</p> <p>⑤ 案内標識の拡大率(大きさ)は、法定速度60km/h以下の場合には、基本寸法の1.3倍、法定速度60km/hを超える場合には、基本寸法の1.6倍の大きさとする。</p> <p>⑥ 案内標識の色彩、緑の太さは「総重量限度緩和指定道路に係る案内標識の設置要領」(H10.3)に準ずるものとする。</p> <p>⑦ 20t超車両・案内標識の設置にあたっては、案内標識による誘導の連続性を確保するために接続する一般道路の道路管理者と協議するものとする。</p>	

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (18 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)													
<p>を一定として標識板の寸法を定めたものに分けられる。</p> <p>(1) 案内標識 標識板の寸法は、標識標準図集を参照するものとする。</p> <p>(2) 警戒、規制、指示標識 高速道路本線で用いられる標識の基本寸法は下記の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="471 527 857 678"> <thead> <tr> <th>標 識 の 種 類</th> <th>標識の基本寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 標 識</td> <td>90cm×90cm (120cm×120cm)</td> </tr> <tr> <td>規 制 ・ 指 示 標 識</td> <td>φ 90cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの標識は、ほとんどシンボライズされており、標識令では標識板の基本寸法を定めている。(警戒標識の標識板の基本寸法…45cm, 規制、指示標識の標識板の基本寸法…60cm)</p> <p>ただし、標識令で決められた基本寸法は、一般道を対象としたものであり、高速道路(本線)に対しては「標識令での拡大率」を参考にして大きさを決定するものとする。警戒標識の基本寸法としては、90cm×90cmとする。ただし必要に応じて120cm×120cmにするものとする。(詳しくは個別の標識の項を参照のこと。)規制、指示標識の基本寸法としては90cmとする。</p> <p>(3) 文字の大きさ</p> <p>i) 漢字、ひらがな及びカタカナの大きさは標識標準図集を参照するものとする。</p> <p>ii) ローマ字の大きさ 大文字は漢字の大きさの1/2 (小文字は大文字の3/4程度である。) 数字の大きさは標識標準図集を参照すること。 <u>文字の間隔は標識標準図集のカウンターより遜るものとする。</u></p>	標 識 の 種 類	標識の基本寸法	警 戒 標 識	90cm×90cm (120cm×120cm)	規 制 ・ 指 示 標 識	φ 90cm	<p>を一定として標識板の寸法を定めたものに分けられる。</p> <p>(1) 案内標識 標識板の寸法は、標識標準図集を参照するものとする。</p> <p>(2) 警戒、規制、指示標識 高速道路本線で用いられる標識の基本寸法は下記の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1670 514 2056 665"> <thead> <tr> <th>標 識 の 種 類</th> <th>標識の基本寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 標 識</td> <td>90cm×90cm (120cm×120cm)</td> </tr> <tr> <td>規 制 ・ 指 示 標 識</td> <td>φ 90cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの標識は、ほとんどシンボライズされており、標識令では標識板の基本寸法を定めている。(警戒標識の標識板の基本寸法…45cm, 規制、指示標識の標識板の基本寸法…60cm)</p> <p>ただし、標識令で決められた基本寸法は、一般道を対象としたものであり、高速道路(本線)に対しては「標識令での拡大率」を参考にして大きさを決定するものとする。警戒標識の基本寸法としては、90cm×90cmとする。ただし必要に応じて120cm×120cmにするものとする。(詳しくは個別の標識の項を参照のこと。)規制、指示標識の基本寸法としては90cmとする。</p> <p>(3) 文字の大きさ</p> <p>i) 漢字、ひらがな及びカタカナの大きさは標識標準図集を参照するものとする。</p> <p>ii) ローマ字の大きさ 大文字は漢字の大きさの1/2以上 (小文字は大文字の3/4程度である。) 数字の大きさは標識標準図集を参照すること。</p>	標 識 の 種 類	標識の基本寸法	警 戒 標 識	90cm×90cm (120cm×120cm)	規 制 ・ 指 示 標 識	φ 90cm	
標 識 の 種 類	標識の基本寸法													
警 戒 標 識	90cm×90cm (120cm×120cm)													
規 制 ・ 指 示 標 識	φ 90cm													
標 識 の 種 類	標識の基本寸法													
警 戒 標 識	90cm×90cm (120cm×120cm)													
規 制 ・ 指 示 標 識	φ 90cm													

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (19 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>5-1-3 文字の形等</p> <p>標識に用いられる書体として、高速道路等の案内標識に用いる日本字は角ゴシック体、規制標識等は丸ゴシック体とする。アルファベット、数字はノイエハウスグロテスク体とする。</p> <p>道路標識の表示内容のうち、文字は案内・補助標識の大部分、規制・指示標識の一部に用いられる主要構成要素である。これらに用いる文字としては、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字があり、書体はみやすく読みやすいものを選び、道路利用者に表示内容を正確に伝達させなければならない。</p> <p>また、標識に表示する漢字は、原則として、常用漢字とするが、地名で、常用漢字以外の漢字が用いられている場合は、この限りではない。</p> <p>5-1-4 標識板の色</p> <p>道路標識の色は視認性、識別性、注意喚起の効果を考慮し、各標識毎に赤、黄、緑、青、白、黒色の組合わせが標識令で定められている。</p> <p>標識の色別で特に注意を要するものは、案内標識に用いる地の色で、高速道路等に設置するものは緑地、高速道路等以外の道路に設置するものは青地(又は白地に青文字)とすることとなっている。(ただし、「非常電話」「非常駐車帯」については、高速道路以外の道路に設置するものであっても緑地とする。また、高速道路等の入口を案内する標識である「入口の方向」「入口の予告」についても緑地とする。)このため、有料道路であっても、高速道路等以外の道路である場合には、青地とすることとなる。</p> <p>5-1-5 積雪地域についての構造的配慮</p> <p>積雪地域については着雪しない構造の標識を設置しなければならない。</p> <p>積雪地域においては、風雪時や地吹雪発生時、標識への着雪により標識の機能を著しく低下させることがある。このため積雪のはなはだしい地域においては、案内標識の標識板の設置角度を10°、警戒標識のような小型標識は5°とそれぞれ傾斜させて着雪を防止している。また、電熱や地熱の熱エネルギーを利用して最も重要と思われる標識について着雪防止を行っている。その他、標識にフードを取付けて着雪防止したり、当該地域の気象条件を考慮して対策工法の検討を行う必要がある。</p> <p>また、頭上式の標識に成長する着雪、冠雪対策のため図5-9のように案内標識に角度をつけるとともにその上部に補助材(防雪フード)を設置することがあるが、近年の冠雪対策における研究より、補助材(防雪フード)の設置には、効果を発揮させるための幾つかの注意点があることがわかったので、以下に記載する。設置検討の参考にされたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防雪フードの設置角度は、60°以上必要である。 ② 防雪フードの表面には、フッ素樹脂系(酸化チタン配合)の塗装を施すことが望ましい。 ③ 防雪フードや標識支柱横梁には、落雪を促す“雪切板”の設置が望ましい。 <p>なお、積雪地域以外でも雪氷頻度の高い地域については着雪防止について検討を実施すべきである。</p>	<p>5-1-3 文字の形等</p> <p>標識に用いられる書体として、高速道路等の案内標識に用いる日本字はヒラギノW5の加工書体(角ゴシック体)、規制標識等は丸ゴシック体とする。アルファベットは、ピアログミディアムの加工書体、数字はフルティガー65ボールド、または、その加工書体とする。</p> <p>道路標識の表示内容のうち、文字は案内・補助標識の大部分、規制・指示標識の一部に用いられる主要構成要素である。これらに用いる文字としては、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字があり、書体はみやすく読みやすいものを選び、道路利用者に表示内容を正確に伝達させなければならない。</p> <p>また、標識に表示する漢字は、原則として、常用漢字とするが、地名で、常用漢字以外の漢字が用いられている場合は、この限りではない。</p> <p>5-1-4 標識板の色</p> <p>道路標識の色は視認性、識別性、注意喚起の効果を考慮し、各標識毎に赤、黄、緑、青、白、黒色の組合わせが標識令で定められている。</p> <p>標識の色別で特に注意を要するものは、案内標識に用いる地の色で、高速道路等に設置するものは緑地、高速道路等以外の道路に設置するものは青地(又は白地に青文字)とすることとなっている。(ただし、「非常電話」「非常駐車帯」については、高速道路以外の道路に設置するものであっても緑地とする。また、高速道路等の入口を案内する標識である「入口の方向」「入口の予告」についても緑地とする。)このため、有料道路であっても、高速道路等以外の道路である場合には、青地とすることとなる。</p> <p>5-1-5 積雪地域についての構造的配慮</p> <p>積雪地域については着雪しない構造の標識を設置しなければならない。</p> <p>積雪地域においては、風雪時や地吹雪発生時、標識への着雪により標識の機能を著しく低下させることがある。このため積雪のはなはだしい地域においては、案内標識の標識板の設置角度を10°、警戒標識のような小型標識は5°とそれぞれ傾斜させて着雪を防止している。また、電熱や地熱の熱エネルギーを利用して最も重要と思われる標識について着雪防止を行っている。その他、標識にフードを取付けて着雪防止したり、当該地域の気象条件を考慮して対策工法の検討を行う必要がある。</p> <p>また、頭上式の標識に成長する着雪、冠雪対策のため図5-9のように案内標識に角度をつけるとともにその上部に補助材(防雪フード)を設置することがあるが、近年の冠雪対策における研究より、補助材(防雪フード)の設置には、効果を発揮させるための幾つかの注意点があることがわかったので、以下に記載する。設置検討の参考にされたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防雪フードの設置角度は、60°以上必要である。 ② 防雪フードの表面には、フッ素樹脂系(酸化チタン配合)の塗装を施すことが望ましい。 ③ 防雪フードや標識支柱横梁には、落雪を促す“雪切板”の設置が望ましい。 <p>なお、積雪地域以外でも雪氷頻度の高い地域については着雪防止について検討を実施すべきである。</p>	

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (20 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>5-3 標識等の反射と照明</p> <p>標識は、その重要度、周囲の状況によって全面反射方式、または内部照明方式のいずれかを用いることを標準とする。</p> <p>標識は夜間においても昼間と同様に視認、判読できることが必要である。したがって、反射方式とするか、あるいは照明を施すかどうかは夜間における標識の視認判読性に大きく影響するものである。照明を施す場合、減灯による機能の喪失が考えられ、製作費、維持管理費も一般に高価である。</p> <p>5-3-1 全面反射方式</p> <p>反射方式には、使用する材料により、封入レンズ型反射シート・カプセルレンズ型反射シート・カプセルプリズム型反射シート・プリズム型反射シートがある。本要領では反射シートを標識板の全面に用いることを原則とする。夜間における視認距離は照明を施したものよりもやや劣るが、製作設置が簡単で比較的安価である等の利点がある。一般にヘッドライトのビームのとき易い路側に設置する標識に適用する。なお、プリズム型反射シートは、頭上式標識にも適用しているが、反射シートの再帰性反射性能が顕著であるため設置場所等に留意する必要がある。</p> <p>5-3-2 内部照明方式</p> <p>この方式は、メタクリル樹脂板(JIS K6718)、又は繊維シートなどの透明な素材を前面板に用いて照明装置を内蔵したもので、片面式と両面式がある。停電時のために非常電源を装置することが必要である。全面反射方式にくらべて夜間における視認性(誘因性)にすぐれているので、市街地など看板が多く周囲の明るい所に適している。薄暮時の視認性が、落ちるので早めに点灯する必要があり外部の照度の低下に伴い点灯する必要がある。もちろん、自動的に点灯する自動点滅装置使用も可能である。</p> <p>内部照明方式は一般に高価であるので、重要な標識に適用するものとし、例えば本線上の分岐部標識とかノース内に設置する「出口」標識に適用する。</p> <p>一般に灯具は標識板の大きさ、形状等により、10W～40Wの一般照明用直管形及び環形蛍光灯ランプ(JIS C7601)を使用する。安定器、ソケット等はそれぞれJIS C8108、JIS C8324に規定されている。</p> <p>なお、設計にあたって留意すべき事項はつぎのとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 夜間照明時において、十分離れた距離から視認できる表面照度を有すること。 灯具及び安定器箱の構造は防錆処理を施した耐久性のある金属板等で製作し、雨水、塵埃等が侵入しないものとし、ランプの交換、内部の点検、修理、清掃等が容易にできるものとする。 構造及び取付けは、風速50m/secに耐えるものであること。 各部の電気特性は良好で確実に作動し、かつ耐久性の良いものであること。 <p>詳細な規定については、土木工事共通仕様書16-3-5内部照明標識板工を参照のこと。</p> <p>5-4 標識板の反射材料</p> <p>反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。</p> <p>反射材料使用の道路標識は照明方式に比べ、夜間における視認性はやや劣るが、製作工程が簡便かつ安価であり設置が容易である。</p> <p>5-4-1 反射材料の種類及び性能</p> <p>標識板に用いられる反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入している封入レンズ型反射シートと空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとシート内部にキューブ状素子がありその表面をプラスチックフィルムで覆ったプリズム型反射シート及びカプセルレンズ型反射シートとプリズム</p>	<p>5-3 標識等の反射と照明</p> <p>標識は、その重要度、周囲の状況によって全面反射方式、または内部照明方式のいずれかを用いることを標準とする。</p> <p>標識は夜間においても昼間と同様に視認、判読できることが必要である。したがって、反射方式とするか、あるいは照明を施すかどうかは夜間における標識の視認判読性に大きく影響するものである。照明を施す場合、減灯による機能の喪失が考えられ、製作費、維持管理費も一般に高価である。<u>また、朝夕など特定時間帯において太陽光が、標識背面に位置し標識板の視認性を著しく低下させる場合がある。その場合、それらの状況に対応した標識板を必要に応じて検討するなど留意しなければならない。</u></p> <p>5-3-1 全面反射方式</p> <p>反射方式には、使用する材料により、封入レンズ型反射シート・カプセルレンズ型反射シート・カプセルプリズム型反射シート・プリズム型反射シートがある。本要領では反射シートを標識板の全面に用いることを原則とする。夜間における視認距離は照明を施したものよりもやや劣るが、製作設置が簡単で比較的安価である等の利点がある。一般にヘッドライトのビームのとき易い路側に設置する標識に適用する。なお、プリズム型反射シートは、頭上式標識にも適用しているが、反射シートの再帰性反射性能が顕著であるため設置場所等に留意する必要がある。</p> <p>5-3-2 内部照明方式</p> <p>この方式は、メタクリル樹脂板(JIS K6718)、又は繊維シートなどの透明な素材を前面板に用いて照明装置を内蔵したもので、片面式と両面式がある。停電時のために非常電源を装置することが必要である。全面反射方式にくらべて夜間における視認性(誘因性)にすぐれているので、市街地など看板が多く周囲の明るい所に適している。薄暮時の視認性が、落ちるので早めに点灯する必要があり外部の照度の低下に伴い点灯する必要がある。もちろん、自動的に点灯する自動点滅装置使用も可能である。</p> <p>内部照明方式は一般に高価であるので、重要な標識に適用するものとし、例えば本線上の分岐部標識とかノース内に設置する「出口」標識に適用する。</p> <p>一般に灯具は標識板の大きさ、形状等により、10W～40Wの一般照明用直管形及び環形蛍光灯ランプ(JIS C7601)を使用する。安定器、ソケット等はそれぞれJIS C8108、JIS C8324に規定されている。</p> <p>なお、設計にあたって留意すべき事項はつぎのとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 夜間照明時において、十分離れた距離から視認できる表面照度を有すること。 灯具及び安定器箱の構造は防錆処理を施した耐久性のある金属板等で製作し、雨水、塵埃等が侵入しないものとし、ランプの交換、内部の点検、修理、清掃等が容易にできるものとする。 構造及び取付けは、風速50m/secに耐えるものであること。 各部の電気特性は良好で確実に作動し、かつ耐久性の良いものであること。 <p>詳細な規定については、土木工事共通仕様書内部照明標識板工を参照のこと。</p> <p>5-4 標識板の反射材料</p> <p>反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。</p> <p>反射材料使用の道路標識は照明方式に比べ、夜間における視認性はやや劣るが、製作工程が簡便かつ安価であり設置が容易である。</p> <p>5-4-1 反射材料の種類及び性能</p> <p>標識板に用いられる反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入している封入レンズ型反射シートと空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとシート内部にキューブ状素子がありその</p>	

設計要領第五集 交通管理施設編【標識設置要領】新旧対照表 (21 / 21)

現行 (標識設置要領 平成 21 年 7 月版)	改訂 (標識設置要領 平成 22 年 7 月版)	
<p>参 考</p>		